



令和6年 (2024年) 2月16日(金)

No. 16080 1部377円(税込み)

発行所

一般財団法人 経済産業調査会
東京都中央区銀座2-8-9 (木挽館銀座ビル)
郵便番号 104-0061
[電話] 03-3535-3052 [FAX] 03-3535-5347
近畿支部 〒540-0012 大阪市中央区谷町1-7-4
(MF天満橋ビル8階) [電話] 06-6941-8971

特許ニュースは

●知的財産中心の法律、判決、行政および技術開発、技術予測等の専門情報紙です。

定期購読料 1カ年61,560円 6カ月32,400円
(税込み・配送料実費)

本紙内容の全部又は一部の無断複写・複製・転載及び
入力を禁じます(著作権法上の例外を除きます)。

経済産業調査会ポータルサイト <https://www.chosakai.or.jp/>

目次

☆個人名を含むドメイン名の
紛争処理における裁定例の傾向…………… (1)

☆日本弁理士会著作権委員会 研究レポート
No.39…………… (7)

個人名を含むドメイン名の 紛争処理における裁定例の傾向

大野総合法律事務所
弁護士 山口 裕司

1 はじめに

令和5年不正競争防止法等改正法による商標法改正で、他人の氏名を含む商標の登録要件が緩和された。令和6年4月1日の商標法改正の施行に合わせて、商標法施行令が改正され、商標審査基準も改訂されるが、商標法施行令1条1号の「相当の関連性」や同条2号の「不正の目的」といった要件の内容は現時点では必ずしも具体的になってはおらず、今後の事例

の蓄積によって明確になることが期待されている。

ところで、審査を行って商標権という独占権を付与する商標制度とはかなり異なり、誰でも早い者勝ちで独占できるが、商標権者等が事後的に移転や取消を請求できるドメイン名 (domain name) の紛争処理制度においても、一見すると似ている¹ような要件が設けられている。この2つの制度は似ているに過ぎず、筆者は本稿において、ドメイン名紛争処理に

M&M[®] 三好内外国特許事務所
MIYOSHI & MIYOSHI
情報社会の魁となるスマート知財を開発します
www.miyoshipat.co.jp

東京 虎ノ門	京都	所員数 約180名	在籍弁理士 50名	
会長 弁理士 三好 秀和	首席所長代理 弁理士 松本 隆芳	知的財産フロンティア研究所 所長 弁理士 高橋 俊一	弁理士 大森 拓	弁理士 小川 輝
所長兼CEO 弁理士 原 裕子	弁理士 大淵 一志	知的財産研修センター 長 弁理士 高松 俊雄	弁理士 山本 光紀	弁理士 窪利 修
首席副所長兼COO 弁理士 森 太士	所長代理 弁理士 河原 正子	知的財産戦略研究所 理事長 弁理士 澤井 敬史	弁理士 高島藤 直美	弁理士 下田 憲次
弁理士 廣瀬 文雄	弁理士 渡邊 富美子	常勤相談役 弁理士 豊岡 静男	弁理士 洞井 穂子	顧問 弁理士 松永 宣行
副所長 弁理士 橋本 浩幸	弁理士 須永 浩子	特別相談役 弁理士 寺山 啓進	弁理士 魚路 下広良	弁理士 鹿又 雅浩
弁理士 工藤 理恵	弁理士 木村 達哉	顧問 弁理士 山橋 裕成	弁理士 中山 裕二	顧問 弁理士 大坂 雅二
弁理士 西澤 一生	弁理士 加藤 澄恵	顧問 弁理士 山本 吉樹	弁理士 山本 裕成	顧問 ババット・ヴィニット 中国弁理士 鍾 晶
	参与 弁理士 栗原 康浩	顧問 弁理士 堀 雅	弁理士 日野 光章	米国弁理士 吉田 正子
	顧問 弁理士 伊藤 正和	顧問 弁理士 池田 清志 (中小企業診断士)	弁理士 大熊 恵美	知的財産戦略研究所 所長
		顧問 弁理士 松波 太郎	弁理士 大村 智加	顧問 弁理士 榎橋 祐治
			弁理士 駒場 大視	